

白石町下水道等接続促進事業費補助金交付手続き手順

1. 実際の補助金申請は、農業集落排水及び下水道への接続工事完了後になります。着工前の現場写真の撮り忘れがないようお願いします。
2. 交付申請額は、当該工事額の10%（千円未満の端数は切り捨て）で、供用開始後1年以内は10万円、1年を超え2年以内は7万5千円、2年を超え3年以内は5万円、3年を超えた場合は2万5千円が上限です。（ただし新築に伴う接続工事は除きます。）

補助金の対象になる工事

農業集落排水及び下水道の接続に関する工事
便所の改装に関する宅内工事

補助金の対象にならない工事

浄化槽の清掃費用・雨水管に関する工事費用

● 補助金交付申請及び実績報告書

1. 工事完了後、2週間以内に、補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）を町長あてに提出してください。
※申請の際、以下の書類が全て揃わないと受け付けできません。
※申請書類が全て揃った時点で、提出順に予算枠内で受け付けます。
※申請書類は、以下記載順にA4版左綴じにして提出してください。

添付書類

- (1) 申請書類確認表
- (2) 工事内容チェックシート(その1・その2)
- (3) 接続工事見積書の写し
(接続申請の際に提出する「排水設備工事（出来高）設計書」の写しでも可)
- (4) 住宅の付近見取り図
- (5) 接続工事の写真(着工前、完了後)
- (6) 世帯のうち納税義務があるもの全員の町税の完納証明書
(税務課で「下水道接続促進補助金申請に添付する用」を発行請求してください)
- (7) 申請者の住民票抄本(本籍不要)
- (8) 暴力団排除に係る誓約書
- (9) 補助金交付請求書(様式第4号)
- (10) 接続工事に要した費用に係る領収書の写し
- (11) その他町長が必要と認める書類

※ 上記の手続きは、設置者本人の申請を原則としますが、施工業者に代行してもらっても結構です。

2. 書類審査

申請書を受け付けた後、書類審査を行い、条件を満たせば、町長が申請者に補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）を通知します。

3. 補助金交付

町長が、申請者に補助金を支払います。

※ 以下の場合には、補助金交付を取り消します。

- ・ 不正な手段により補助金を受けたとき。
- ・ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ・ 補助金の交付条件に違反したとき。